

「農林水産物輸出プロモーション強化事業」業務委託先募集要項

1 事業の目的

県産農林水産物の輸出拡大を図るため、輸出に取り組む産地を中心に県内産地の連携体制を整備するとともに、海外でのプロモーション（販売促進イベント）を実施する。また、輸出志向者のオンラインでの商談会への出展を支援するため、その輸出経験に応じた助言指導を行い、バイヤーニーズへの対応能力の向上や輸出経験に応じた商談ノウハウ等の習得を図るとともに、海外マーケットとの取引拡大に取り組む。

2 委託業務の内容

以下の内容について、一体的に実施すること。

(1) 輸出拡大に係る対応策の検討

県内主要産地や輸出商社、関係機関等で構成されるプロジェクトチームにおいて、輸出・海外展開の方向性、取組の進め方等を示した輸出拡大に向けた販売戦略に係る提言の具体化を図る。

(2) 海外の日系小売店舗でのプロモーションの実施

海外の日系小売店舗において、県内主要産地と連携した県産農産物のプロモーション活動（販売促進イベント）を実施する。

(3) オンラインツールを活用した販路開拓支援

県内主要産地等に対し、事前研修会を開催して効果的なプレゼン方法等のオンラインならではのスキル習得を支援する。その後、海外バイヤーとのオンライン商談機会を提供し販路開拓を支援する。

3 委託業務の明細

別添「『農林水産物輸出プロモーション強化事業』委託業務仕様書」業務の内容のとおり。

4 応募資格

応募の資格者は、本事業業務内容に係る優れた企画力・技術力・ノウハウ等を有する法人で、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない法人であること。
- (2) 「令和 6・7 年度愛知県入札参加資格者名簿」登録業者で、以下の営業種目分類のいずれにも該当するものであること。
 - 大分類「03. 役務の提供等」
 - 中分類「03. 映画等制作・広告・催事」
 - 小分類「02. 広告」-細分類「01. 広告企画・代行」
 - 小分類「03. 催事」-細分類「01. イベント企画」、「02. 会場設営」
- (3) 業務の性質上、県と密接に連絡を取りつつ業務を進める必要があることから、愛知県内に本社又は支店等があること。

- (4) 企画提案書の提出期限において、県から指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を目的とした法人ではないこと。
- (8) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に掲げる排除措置の対象となる法人ではないこと。

5 募集期間

2024 年 6 月 28 日（金）から 2024 年 7 月 17 日（水）
午後 5 時（必着）まで

6 契約条件

- (1) 契約形態
委託契約とする。
- (2) 委託金額限度額
4,956,000 円（消費税及び地方消費税込み）
- (3) 契約期間
契約締結日から 2025 年 3 月 19 日（水）までとする。
- (4) 委託費の支払条件
精算払いとする。
- (5) 電子契約について
本件契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約書による契約手続きを選択できる。電子契約の詳細については、愛知県 HP に掲載されている「電子契約マニュアル」を参照すること。
- (6) その他
企画提案に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。
なお、提案内容等を勘案して委託費を決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

7 説明会の開催

応募希望者を対象に、次のとおり説明会を開催します。

◆日時 2024 年 7 月 4 日（木） 午前 10 時 30 分から

◆場所 愛知県庁西庁舎 5 階 海区漁業調整委員会委員室

名古屋市中区三の丸三丁目 1 - 2

名古屋市営地下鉄名城線「名古屋城」駅から徒歩 5 分

(注) 説明会への出席は必須条件ではありませんが、できる限り出席してください。

なお、欠席により不利益を受けられてもその責任を負いません。

※ 資料の準備等の関係から、出席を希望する場合は、件名を「農林水産物輸出プロモーション強化事業委託説明会の参加について」とし、前日までに shokuiku@pref.aichi.lg.jp宛て「事業者名」「出席者数（2名まで）」及び「連絡先（電話番号）」を記載の上、送信してください。

8 応募方法等

(1) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

- (ア) 企画提案書（別添様式1）
 - (イ) 見積書 ※「愛知県知事」宛てとしたもの
 - (ウ) 会社の概要がわかる資料（資本金、従業員数等の記載のあるもの）
 - (エ) 定款又は寄付行為
 - (オ) 直近3か年の決算報告書
 - (カ) 国税及び地方税（県税及び市町村税）について滞納がないことの証明書の写し
 - (キ) 諸規定（委託費対象経費の積算基礎となるもの）
 - (ク) 過去に実施した類似業務の成果書
 - (ケ) 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（別添様式2）
- ※ 該当する取組がある場合は、証明書類を併せて添付すること

イ 提出部数

6部（正本1部、副本（写し）5部）

※ただし上記（エ）（オ）（カ）（キ）（ク）（ケ）は正本1部のみでの提出でよい。

ウ 提出期限

2024年7月17日（水）午後5時（必着）

エ 提出方法

郵送もしくは持参

(2) 応募に関する問合せ先及び提出先

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1-2

愛知県農業水産局農政部食育消費流通課 輸出促進・六次産業化グループ

担 当 大野・奥村

電 話 052-954-6719（ダイヤルイン）

ファックス 052-954-6940

(3) その他

- ア 企画提案書の提出は、1者1案とする。
- イ 応募資格を有さない者の提出資料、又は不備のある提出資料は受理しない。
- ウ 資料の提出費用は、応募者の負担とする。また、提出資料は返却しない。
- エ 提出資料に係る個人情報、当業務の目的に限って利用し、厳重に管理する。
- オ 採用された企画提案書の著作権は県に帰属するものとする。
- カ 提出された企画提案書は委託先決定のための資料であり、正式な企画書は県と協

議の上、決定する。

9 選定者数

1 者

10 提案の審査・委託先の選定等

(1) 審査方法等

提出された企画提案書について、県が形式審査を行った後、県が設置する審査委員会において以下のとおり、プレゼンテーション審査を行う。

ア 日 時 (予定)

2024 年 7 月 24 日 (水) 午後 1 時 30 分から

※ 企画提案者は、自己のプレゼンテーション時間のみ入室。

プレゼンテーション時間については、追って電子メール等で連絡する。

イ 会 場 (予定)

愛知県庁西庁舎 1 階 第 16 会議室

ウ 方 法

提出された企画提案書のみを使用して、1 者あたり 10 分間程度のプレゼンテーション後、10 分間の質疑応答を行う。審査は、非公開で行い、審査の経過等に関する問い合わせには応じない。

(2) 審査基準

審査委員会においては、以下の項目について評価し、総合的な審査を行う。

ア 業務実施体制等について

(ア) 実施体制の的確性・実効性

(イ) 類似業務の実績

イ 業務内容等について

(ア) 業務目的との整合性

(イ) 業務内容の卓越性・独創性

(ウ) 業務実現可能性

ウ 業務の効果について

業務の波及効果、発展性

エ 委託業務経費について

経費項目や金額の妥当性

オ 社会的価値の実現に資する取組の実施について

(3) 予備審査

企画提案書の応募件数が 4 件以上の場合は、審査会の審査に先立ち、提出された企画提案書について、以下により県職員による予備審査会を行う。

なお、予備審査会は非公開とし、予備審査会の構成員氏名等は公表しない。

ア 予備審査は企画提案書及び添付資料についての書面審査を行う。

イ 審査基準については審査会に準じて行う。

ウ 応募のあった企画提案書について順位を付け、上位 3 件を審査会へ付議する。

エ 予備審査会の審査結果は、審査会での審査に影響を与えないものとする。

オ 予備審査会の審査結果は、すべての企画提案者に対し、電子メール等で通知する。

(4) 選定

審査委員会の審査結果を踏まえて、県が委託先を選定する。

(5) 通知

選定結果については、すべての応募者に対して郵送で通知する。

(6) 契約

選定した委託先と、委託見積限度額の範囲内で交渉の上、契約する。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

11 スケジュール（予定）

2024 年	6 月 28 日	委託先募集開始
	7 月 4 日	説明会
	7 月 17 日	企画提案書の提出期限
	7 月 24 日	審査委員会による審査、委託先の決定
	7 月下旬	契約締結
2025 年	3 月 19 日	事業完了
	3 月中旬	実績報告書（成果報告書を含む）の提出
	3 月下旬	完了検査、請求書の提出
	4 月中旬	委託料の支払い

12 その他

委託業務の開始から終了までの間、実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、随時、県と連絡調整を行うこと。